

全日本音楽教育研究会・大学部会会則

第一章 名 称

第1条 本会は、全日本音楽教育研究会(略称、全日音研)・大学部会と称する。

第二章 目 的

第2条 本会は、全日音研会則第2条及び第6条に基づき、大学における音楽教育の充実発展を図るための活動を行うとともに、併せて会員相互の連携を図ることを目的とする。

全日音研会則

第2条 本会は、音楽教育に関する研究を推進し、わが国音楽教育の向上発展に寄与することを目的とする。

第6条 1、本会に次の部会を置く ①小学校部会 ②中学校部会 ③高等学校部会 ④大学部会
⑤特別支援学校部会 ⑥その他の部会
2、前項で定める各部会の構成は細則で定める。

第三章 活 動

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 大学及びその他の学校における音楽教育に関する調査、研究
- 2 音楽教育に関わる諸資料の調査・収集
- 3 研究物、会報の発行
- 4 音楽教育諸団体との連絡、提携
- 5 その他本会の目的達成に必要と認められる活動

第四章 会 員

第4条 本会を構成する会員は次の通りとする。

- 1 会員は、大学等において音楽教育に携る者、または大学院生及びその修了者
- 2 本会部会長が会員として適正と認めた者

第五章 組 織

第5条 本会に、次の組織を置き、その役割は次の通りとする。

- 1 部会総会
 - ①部会総会は、最高の議決機関であり、予算、決算、役員選出、会則等本会の重要事項に関して審議し決定をする。
 - ②部会総会は、毎年一回、部会長の召集によって開催する。ただし、部会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

③部会総会は会員の10分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任状は出席数として取り扱うことができる。

④緊急やむを得ない場合は、部会長の判断により、理事会における審議及び議決をもって総会の議決に代えることができる。

2 理事会・常任理事会

理事会及び常任理事会は、必要に応じて部会長が召集し、本会の企画及び運営業務を執行する。

3 各種委員会

各種委員会は、必要に応じて設け、常任理事会において委託された事項について検討し、報告をする。

4 事務局

①事務局は、本会全体の業務にかかわり、所管の業務を執行する。

②事務局は、事務局長の属する大学に置く。

第六章 役員

第6条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 部会長 1名
- 2 副部会長 若干名
- 3 常任理事 8名内外
- 4 理事 20名内外
- 5 事務局長 1名
- 6 事務局次長 1名
- 7 会計 2名
- 8 監事 若干名

第七章 役員を選出および任期

第7条 本会の役員は、次の要領で選出し、総会において決定する。また、役員任期は二年とし、再任を妨げない。

- 1 部会長・副部会長は、理事の中から常任理事会において選出する。
- 2 理事は、会員の中から常任理事会において選出する。
- 3 常任理事は、理事の互選によって選出する。
- 4 事務局長及び事務局次長は、理事の中から常任理事会において選出する。
- 5 監事は、常任理事会において選出する。

第八章 任務

第8条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 部会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長の業務執行が困難な場合にはその代理を務める。

- 3 事務局長は、本会全体の業務に関わり、常任理事会および理事会の運営を図るとともに、各組織と連絡、調整をする。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、各組織と連絡、調整をする。
- 5 常任理事は、本会業務の企画、運営に携わり、その執行及び研究に当たる。
- 6 理事は、本会の目的に沿う研究の推進及びその他会務の議決をする。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

第九章 研究大会

第9条 本会は、毎年研究大会を開く。

- 1 研究大会は、各地の大学等を会場とする部会大会として開催する。
- 2 研究大会では、本会則、第三章の第3条に資する活動に関する個人及び団体の発表等を行い、会員相互の研究・研修の機会を設定する。
- 3 研究大会の運営は、開催会場となる大学等と大学部会本部が連携して行う。

第十章 経 理

第10条 本会の経理は、各会員が年度ごとに納入する会費をもってこれに当てる。

- 1 会費は、会員一人当たり年額5000円とする。なお、個人会費額は会員数の変動等により変更することがある。
- 2 本会の会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十一章 会則の変更

第11条 本会会則の変更は、常任理事会で発議し、総会の議決によって決定する。

第12条 本会則に定める以外のことについては、全日音研の会則による。

附 則

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1、昭和 26 年 | 音楽大学懇談会として発足 |
| 2、昭和 28 年 2 月 10 日 | 規約制定 |
| 3、昭和 28 年 5 月 1 日 | 全国大学音楽学部協議会と改称 |
| 4、昭和 28 年 12 月 10 日 | 規約を一部改正 |
| 5、昭和 44 年 11 月 8 日 | 全日本音楽教育研究会と改称 |
| 6、昭和 45 年 4 月 24 日 | 全日音研 大学部会 規約を制定 |
| 7、昭和 48 年 11 月 8 日 | 規約一部改正 |
| 8、昭和 55 年 11 月 14 日 | 規約一部改正 |
| 9、平成 5 年 10 月 7 日 | 大学部会会則として部分改正 |
| 10、平成 19 年 10 月 11 日 | 会則部分改正 平成 20 年 4 月 1 日より施行 |
| 11、令和 5 年 11 月 25 日 | 会則部分改正 令和 5 年 11 月 26 日より施行 |